

## 第1章 第9期計画の概要（案）

### 1. 計画策定の趣旨

検討中

## 2. 計画の位置付け・他計画との関係

### (1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、2023 年 6 月 14 日に可決・成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の第 13 条第 1 項に基づく「市町村認知症施策推進計画」を含むものとします。

### (2) 他計画との関係

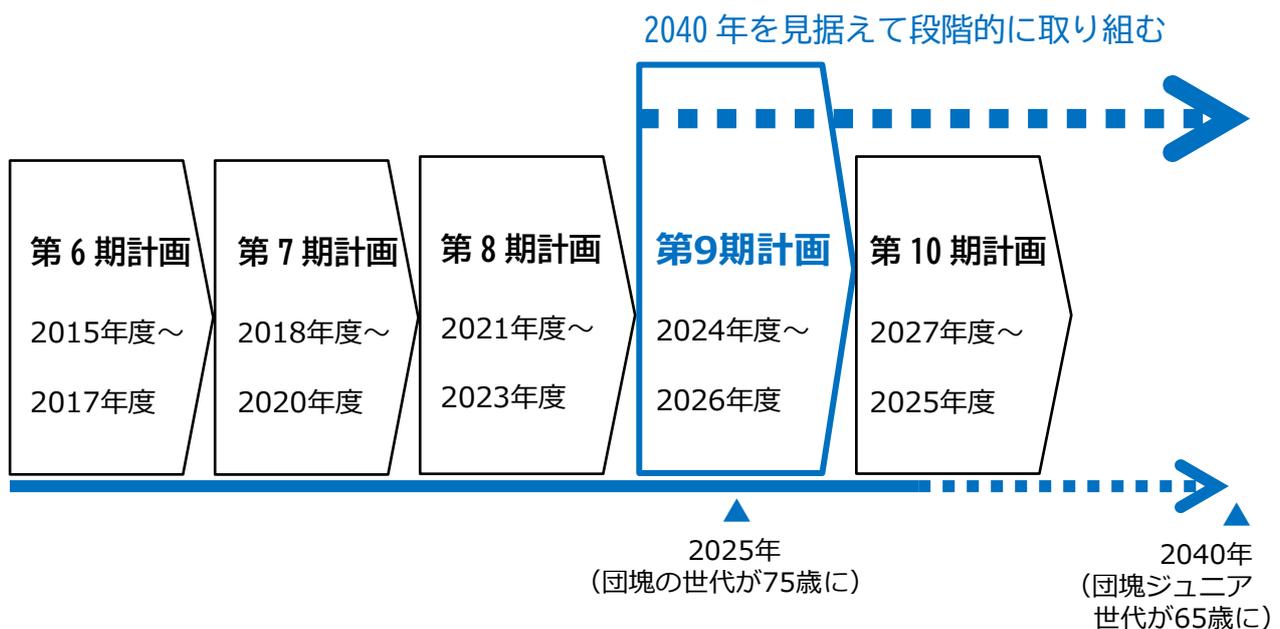
本計画は、「吹田市第 4 次総合計画」における高齢者施策に関わる部門別計画であり、計画の具体化に当たっては、総合計画の実施計画や各年度の予算編成に反映させていきます。

また、「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「吹田市障がい福祉計画」、「吹田市障がい者計画」、「吹田市地域福祉計画」、「健康すいた 21」など関連する市の計画、さらには「大阪府高齢者計画 2024」「第 8 次大阪府医療計画」とも整合性を図り、策定しています。

## 3. 計画の期間

本計画は、介護保険法により 3 年ごとの策定が定められています。

第 9 期計画は、2024 年度を初年度とした 2026 年度までの 3 年間を計画期間とします。

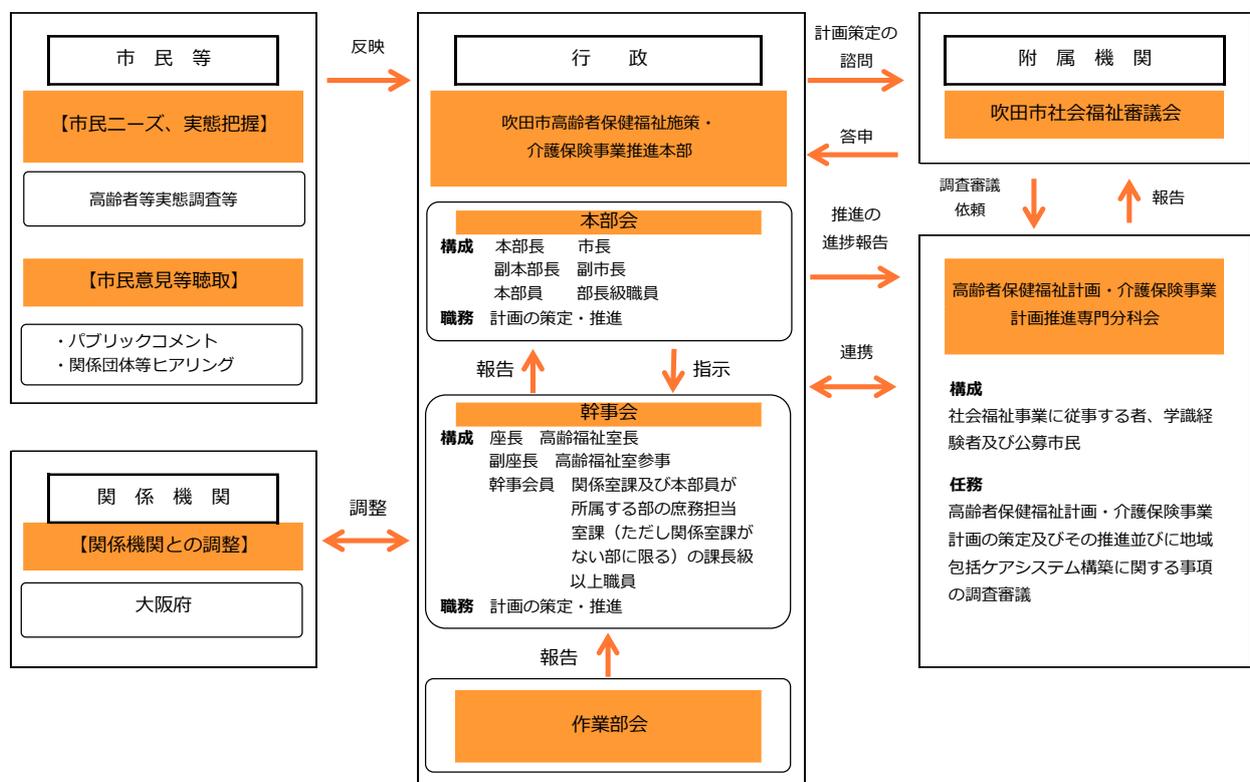


## 4. 計画の策定方法

### (1) 計画策定の機関

「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定の諮問を行い、吹田市社会福祉審議会に設置した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、本分科会という。）」において調査審議を行いました。

庁内においては、市長をトップとし、両副市長、各関係部局の部長級職員を委員とする「高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部会」、及び庁内関係室課の室課長級職員を委員とする「同幹事会」、高齢福祉室を中心に庁内関係室課の職員を委員とする「同作業部会」において審議しました。



### (2) 実態調査の反映

今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策の検討にあたり、高齢者の日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的に、2022年度に65歳以上の市民を対象とした実態調査を実施し、これらの調査結果を計画策定に反映させました。

なお、本調査の結果は、別途「第9期吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）にかかる高齢者等の生活と健康に関する調査報告書」として取りまとめています。

### (3) 市民意見等の聴取

---

本計画の策定に当たっては、「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」における市民や介護サービス事業者の意見、実態調査（令和4年度（2022年度））における被保険者の意見とともに、介護サービス事業者へのアンケート調査や市民意見聴取（パブリックコメント）を実施し、計画策定に反映させました。

## 5. 計画の進捗管理

本計画は、吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、「計画推進専門分科会」という。）及び庁内組織である吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部（以下、「推進本部」という。）において、PDCAサイクルに基づき、各施策の進捗管理を行います。

### (1) 目標設定（Plan）・推進（Do）

---

本計画における目標は、「第5章 施策の展開と目標の指標」において、施策ごとに本計画期間（2024～2026年度）における具体的な施策や目標を示します。

各施策については、推進本部において関係部局との調整や連携を図るとともに、計画推進専門分科会において市民、事業者とも連携を図りながら進めます。

### (2) 進捗状況の分析・評価（Check）・改善（Action）

---

本計画で示した各目標について、推進本部において進捗状況を確認するとともに、計画推進専門分科会に報告し、評価を行います。

進捗状況や社会情勢に応じた対応としては、第10期（2027～2029年度）の計画策定に向けて、推進本部や計画推進専門分科会において対策を検討します。

### (3) 進捗状況の公表

---

計画推進専門分科会における検討過程を公表するとともに、進捗状況について市ホームページ等で公表します。

## 6. サービス整備圏域の考え方

2006年度の介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域でサービスが利用できるよう、第3期計画（2006-2008）から、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに必要なサービス見込量を定めています。

本市においては、「日常生活圏域」は施策を進める単位ととらえ「サービス整備圏域」という言葉を用いています。

